

○財務省告示第百七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年三月二十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年四月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第十
回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項並びに特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及
び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法

七							六										
イ			ロ				イ			ロ							
者・第Ⅱ	特参加	国債市場	行争入札発	争入札発	非価格競	者・第Ⅱ	特参加	国債市場	行争入札発	争入札発	非価格競	者・第Ⅱ	特参加	国債市場	行争入札発	争入札発	
円	六	百六十九億二千六百三十四万	五	千十九億四千七百五十五万	円	六	百六十九億二千六百三十四万	円	六	百六十九億二千六百三十四万	五	千十九億四千七百五十五万	円	六	百六十九億二千六百三十四万	五	千十九億四千七百五十五万
<p>で六六十六億円</p> <p>た利付国債についで、額面金額</p> <p>条第一項の規定に基づき発行し</p> <p>特別会計に関する法律第四十七</p> <p>万五千二百三十三億八千七百四十</p> <p>五円</p> <p>三、千五百二十億</p> <p>付、国債に付いては、額面金額で</p> <p>一、項の規定に基づき発行した利</p> <p>会、計に關する法律第四十七條第</p> <p>十、一億二千五百五十万、四百七</p> <p>つ、い、ては、額面金額で、四百七</p> <p>定、に、基、づ、き、發、行、し、た、利、付、国、債、に</p> <p>う、ち、基、づ、き、發、行、し、た、利、付、国、債、の、規</p> <p>額、面、金、額、で、四、千、九、百、九、十、五、億、円</p>							<p>込、み、の、應、募、額、を、割、り、当、て、る、。</p> <p>募、限、度、の、額、の、範、囲、に、お、い、て、各、申</p> <p>各、国、債、市、場、特、別、参、加、者、ご、と、の、応</p> <p>り、当、て、る、。</p> <p>い、も、の、か、ら、そ、の、ち、應、募、額、を、順、次、割</p> <p>各、申、込、み、の、う、ち、應、募、利、回、り、の、低</p>										

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 者 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
三 大 銀 金 六
十 臣 行 額 十
年 か ら 百 九
三 通 円 年
月 知 を につ 三
二 受 受 百 月
十 け け 円 二
九 け け 円 十
日 者 者 日